

出すことばできるはずだと思います。それをやりずに事業の施行をへ方約に行なうてまた結果から見て私は本決算を認定することばできません。以上であります。

議長（米次郎男君）　イ（番）伊東忠次郎君

（イ（番）伊東忠次郎君登壇）

○イ（番）伊東忠次郎君　私は本案に対し賛成の討論をいたします。

加美平西側の事業は昭和三十八年からの事業であり、当初の予算をよむかにオーバーし現在に至っております。市における負債は市民の負担を大きくしております。一方、一部が動分が関係してこの反対に加わり、たゞ反対のための反対だけで現在に至っております。当然区画整理による利益は周知のとおりであります。反対者の中にも区画整理された区域内に仮設地を認めず貸家を増進している人もあります。また、たゞいまの松小議員の討論内に、工事に対する――とありましたが、正しい呼ぶ方は区画整理法第七七条が六項に規定の「施行者は、権利者の同意を得ることなく直接工事の施行できる。――とあります。

昨年の直接施行による家賃移転件数二件、本年は一件であります。また、直接施行とはいえ権利者の意向を十分取り入れて話し合うように行なっております。直接施行終了後、それらの権利者には否がばれております。そのうちの一人丸茂さんあたりはどうして反対したのかと後悔しております。今後は罪のつぐないとして市に十分協力したいと言っております。また本年直接施行の中村さんは反対の立場だったから調印できなかったが、各前記の直接施行が実質的には協力さえしております。決して無理な直接施行はしてはいないと信じます。

また、本議案は建設委員会が慎重に審議し、全会一致で決定されたもので理事長も適正に予算を執行されたものと思っております。委員会の決定を尊重くださいますようお願い申しあげまして賛成討論をいたします。（拍手）

議長（米次郎男君）　以上で討論を終ります。

これより議案第八四号昭和四十九年度福生市福生都市計画福生市地区画整理事業会討決算認定について起立により採

決いたします。

(賛成者起立)

議長(末次晴男君) 起立二十一名の数であります。 ようして議案が第四号は委員会報告により認定されました。

議長(末次晴男君) 日程第七議案が八十五号昭和四十五年年度福生市高場会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長の報告を願います。 建設委員長伊東忠次郎君

(建設委員長伊東忠次郎君登壇)

建設委員長(伊東忠次郎君) ご報告でございますので審査(報告を申しあげます)。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

本案の審査について補足説明を申しあげます。

審査は担当課長から説明を求め、担当課長から支出決算額三千四百三十八万七千七百四十八円、支出決算額三千二百七十三万七千

九百六十六円七角五分差し引き百五十八万九千二百三十二円が翌年度(繰り越)しとなっております。

支出の事業収入三千六百七十四万八千九百八十二円はと高場使用料が一年間
の総と数数五万四千九百八十二頭、冷蔵庫使用料、と高
査(手数料等)である。繰越金百五十六万八千九百八十二円、諸収入は八十二
歳した分の繰入等である。

支出の総額が三千九百三十三万八千九百八十二円は職員十七名の人件費、その他運
送人の消耗品、高場振興会の手帳に對すると数協力員謝礼、
牙入と同額のと高査(委託料)、施設の振立、補修工事、汚物
運搬用自動車購入代、高場振興会補助金などである。公積
費百八十一万八千九百八十二円は起債元金、利息償還金などである。——との
説明がなされ採決の結果、本案を認定すべきものと決定した
次第であります。

何とぞご審議のうえに認定くださるようお願い申しあげま
うす。

議長(末次晴男君) 以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「田安議正」と呼ぶ者あり)

議長(末次隆男君) 以上で質疑を終ります。

田安(田利市郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十五号については委員会報告により認定されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(末次隆男君) おわかりいたします。ただいま田利市郎君から所

定の賛成を得て本案は討論を省略し、委員会審査報告により認定されたい旨の動議が提出されました。本動議のとおり決することにご賛成ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次隆男君) ご賛成でしと認めます。よて議案第八十五号昭和四十五年年度福生市と高陽会計決算認定については委員会報告により認定されました。

議長(末次隆男君) 日程第八議案第八十六号昭和四十五年年度福生市公

共用地会計決算認定についてを議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。総務委員長 森田秀雄君

(総務委員長 森田秀雄君登壇)

総務委員長(森田秀雄君) ご報告がありまして、この審査(報告)をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

本案に対する補足説明をいたします。

本決算は前年度からの繰越(金八万八千円、土地開発基金の利息収入五十四万八千円、二二一、一街路築造による代替え土地売却差益金百四十四万八千円、手入合計二百七十七万五千五百五十七円、これに対する支出については予算書、決算書の印刷代三万八千円の支出であり、残金二百三十三万七千七百七十六円は翌年度に繰り越そうとするものであります。

当委員会といたしましても特に発言もなく、全賛異議なく原案ど

おり認定すべきものと決定した次であります。よろしく当委員
会の報告とおり決定されますようの願いいたしまして報告いたし
ます。

議長（永次郎男君） 以上で委員長の審査報告は終了した。
これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（永次郎男君） 以上で質疑を終ります。

田村市郎君（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案が八十六号については委員会報
告とおり認定されることを望みます。

（賛成「と呼ぶ者あり」）

議長（永次郎男君） おわかりいたします。ただいま田村市郎君から所
定の賛成を得る本案は討論を省略し、委員会審査報
告とおり認定された日の動議が提出されましたが、本動議の
とおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（永次郎男君） ご異議なしと認めます。よう議案が八十六号昭和
四十六年度福生市公営用地会計決算認定については委員会報告ど
おり認定されました。

議長（永次郎男君） 日程中の議案が八十九号と日程中の議案が九十一号
については議事の都合により一括して入程いたします。

日程中の議案が八十九号市道路線の廃止について

日程中の議案が九十一号市道路線の廃止について

以上二件を一括して議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員
長から報告を願います。建設委員長 伊東中心次郎君

（建設委員長 伊東中心次郎君 登壇）

建設委員長（伊東中心次郎君） ご指名がございますので審査報告を
いたします。

議長からわかりましたとおり議案が八十九号と九十一号については関連があり
ますのでよろしくの願いいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

補足説明をいたします。

本原案審査は前回現地を視察してあるもので、諸般や七号市道整備に関する諸般事項と関連があるもので、担当課長から市道七号線の市道五号線と大号線とへたん廃止して普通通り度とし、一部払い下げを行ない再認定するものであります。

本原案については認定とへ修正したもので両方にまたがった審査へばされ、五七号線を将来四メートルに小さくしたいという要望に関連して、市道グラウンドとへ一部が私有地になつてゐるのでこれは今後他とと相談して着付願うよう交渉したい。——等の質疑があり、当委員会としては原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞご審議のうえご可決くださいますようお願いいたしますと補足説明いたします。

読まよとして議案や九号市道について補足説明をいたします。

本原案審議に先立ち現地視察をし審議に入りました。



担当課長から市道五号線、七九号は道路整備のため七九号幅員五メートルの半分へ五メートル、面積百三十五平方メートルの村野達次氏ほか三名の所有地を着付願へ廃止した六二二平方メートルを交換するものである。市道七号線の認定はササ田水源用地二メートルの両側一メートルをとり、竹田秋次氏ほか六名より延長九七・九五メートル、面積二百八十八平方メートルを着付願し、水道一元化を前に市道として認定し登記も消込んでゐるものである。市道七八号の認定は二・一八号線の五日市線踏切横の道路で延長四サシ・四メートルで幅員四メートルにして地元の要望があり買収し登記も終つたものである。市道七八九号の認定はササ田水源用地の鳥海床屋前の田村早一郎氏からの着付による道路である。——との説明の後質疑に入り、七八九号については登記など事務手続き後で支障のないようされた。い。できれば来年あたりから市道の再認定と路線ごとに現地調査をし、道路台帳の再編成的なことを計画してゐる。着付した地主への表彰については表彰審議会の表彰対象とは別になるバリストだけは報告してゐる。——等の質疑の

後当委員会としては原案を認定すべきものと決定した次であり
ます。

伺いご審議のうえに認定くださいますようお願いいたしまして報告と
いたします。

議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

このより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

四番（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案が八十九号と九十九号については委
員会報告とおり認定されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上お伺いいたします。ただいま田村市郎君から所

定の賛成を得て本案は討論を省略し、委員会審査報告ど
おり認定された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決す
ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案が八十九号

市道路線の廃止について 議案が九十九号市道路線の認定につい
て以上二件ともに委員会報告とおり認定することに決定いたしました。

~~~~~

議長（末次性男君） 日程が二（請願）七号市道整備に関する請願

書に議題いたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので委員長  
から報告を願います。建設委員長 伊東中心次郎君

（建設委員長 伊東中心次郎君 登壇）

建設委員長（伊東中心次郎君） 審査報告を申し上げます。

（請願審査報告書朗読） 別添参照

本案審査について補足説明を申し上げます。

本請願は九月二十四日第三回定例会において提出されたものでございまし  
て、現地視察を行ない審査にあたりは一部私道があり、その  
部分を寄附してもらおうようにしたい。その問題が解決しないと委員

会としては決定できない。またカミ小學校ボール場の石積みが高  
く上げられない。——等の審査がなされた結果、継続審査と  
なり、ついで十月二十八日の委員会において議題とした請願書の因  
面中誤りがあり、本定例会カミ二日目において請願書の訂正が提  
案され承認を得、十一月十六日の委員会において採択となった次がで  
ございます。

何とぞ当委員会の決定とおり採択されることを祈願いたします。と  
補足説明いたします。

議長

(米次性男君) 以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(米次性男君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。

請願カミ七号に対する委員会報告は採択と

決定であります。

本件は委員会報告とおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(米次性男君) ご異議なしと認めます。

よって請願カミ七号は委員

会報告とおり採択と決定いたしました。

議長

(米次性男君) 日程カミ二請願カミ八号市道舗装に関する請願

書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので委員長  
から報告を願います。建設委員長伊東忠次郎君

(建設委員長伊東忠次郎君登壇)

建設委員長(伊東忠次郎君) 審査報告を申し上げます。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

本案の審査について補足説明を申し上げます。

審査に先立ち現況視察をし請願場所を調査いたしました。

本請願については請願者の願書はうとするものであるが、委員会

としては現地のカミ中學校と市営グラウンドにはさまれた加美平

や四号線の舗装を希望されてゐるが、隣の民家と市営グラウン

ドの間の砂利道加美平七号線の一部でグラウンドに面した箇所

箇所を舗装し、加美平の四号線の道路は砂利道として防災  
上支障がなければ車止めなどとしたほうがこの一面がまきろのでは  
ないか。——等の意見があり、委員会としてはこのまま採択として  
実施時期にわたって諸願者と相談されたとして本諸願を採択と  
した次第であります。

何となく審議のうえ当委員会報告とおり採択くださるよう所  
願いたします（報告をいたします）。

議長

（末次性男君）以上で委員長が審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を終わります。

（要議なしと呼ぶ者あり）

議長

（末次性男君）以上で質疑を終わります。

おわかりいたします。諸願が八号に対する委員会報告は採択と  
決定であります。

本件は委員会報告とおり決定するに同意ありませんか。

（要議なしと呼ぶ者あり）

議長

（末次性男君）ご同意なしと認めます。

よって諸願が八号は

委員会報告とおり採択と決定いたしました。

議長

（末次性男君）日程が十三陳情中四号採択時にわたる審査終了  
に関する陳情報告を議題といたします。

本件は厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報

告を願います。厚生委員長 関本吉君

（厚生委員長 関本吉君 登壇）

議長

（末次性男君）ご報告をいただきます。審査報告を申しあげ  
ます。

（陳情審査報告書朗読）別添参照

本陳情に対する当委員会の審議内容について補足説明を行な  
います。

本陳情は去る九月二日開催の十三回定例会中一日に提出され  
本委員会に付託されたものでございます。九月二、三日の委員会に  
おいて審議の結果、十三回定例会中に審議を終わります  
ことは困難であると決定し、継続審査といたしました。

本陳情の内容は、夏休みと冬休み等の平日児童保育を一日保育にしたいというのが主旨であります。現在休み期間中平日保育となっているものはこの付近においては昭島市と当市でござりますが、当市の場合この事業は社会福祉協議会への委託業務となっております。一日保育への変更は保育の給付問題あるいは代務要員等の問題もあり旭市の場合も研究すべきである。その意見から十月六日に小金井市および三鷹市旭市の実状視察を行なった次第であります。

本市とも春・夏・冬休みとも一日保育を実施してあり、小金井市においては保育の身分を十月一日から市職員とし、また三鷹市においては昨年より社会福祉協議会の嘱託として行なっているものであります。この両市の視察結果をもとにして十月二十日委員会を開催し慎重に審議の結果、当市の場合も児童保育所は現在二カ所にすぎないが、今後逐年増設の方向が確認されてあり、そうならば旭市にのりる傾向と同様に一日保育への体制の変更は必要の判断となること。理事者側の答弁においても

一日保育にとり保育の勤務体制の変更および給付改訂等の点も十分対応できるとの見解が示されたこと。——等の理由により採決の結果、全員一致で本陳情を採決と決定した次第であります。

何となく審議のうえに採決くださるよう願ひ申しあげ補足説明いたします。

議長（末次慎男君） 以上で委員長の審議報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

一 番（松山清君） 冬休みがまもなく来るわけですが、その設置期日については委員会どのような審議されたのですか。また今年度の冬休みから実施するという答弁が理事者からあったかどうか伺いたしたいと思います。

厚生委員長（岡本吾君） 厚生委員会としては本陳情の内容については

願書をもつとされるので設置方については努力されたという結論をいただきまして、これから執行機関に送付するわけです。これは委員会の決定でありまして具体的にいつから実施するかについては執行機関で決定すべきものでありうかと考えます。

議長（末次陸男君）以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。陳情第四号に付する委員会報告は採択と決定であります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次陸男君）ご異議なしと認めます。よう陳情第四号は委員会報告とおり採択と決定いたしました。

議長（末次陸男君）新田時孫君いたします。

午後一時四十八分 休憩

午後二時一分 開議

議長（末次陸男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

曰陳情第四陳情第六号農耕地の居地並み課税に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので委員長

から報告を願います。総務委員長 森田秀雄君

（総務委員長 森田秀雄君登壇）

○総務委員長（森田秀雄君） 審査報告をいたします。

（陳情審査報告書朗読）別添参照

既に補足説明をいたします。

本件における陳情第六号の審査にあつては日程の昌頭で結論づけられまして議案第七十七号、第七十八号の条例改正議案と考えあわせし慎重に審査を重ねたわけであります。

まず陳情の趣旨の前段の農耕地の居地並み課税を何うある年間畑地課税とすることについては議案第七十七号、第七十八号の報告においても申しあげましたとおり、国の地方税法の一部改正が実行されたため必然的に福生市の税条例もこれに即ち改正し、昭和四十七年度の固定資産税から適用しようとするものであり、また地方自治体の条例より国の法律が優先するためこの課税対象から除外することは不可能といふことで、この点各委員からも何としか免れられない方法はないかと議論を重ねました。かりに農業用地帯として指定